

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年2月28日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内 容		
1	発生時期・場所	平成28年5月14日 午後2時30分頃 高山市上三之町92番地先（市道上三之町下三之町線）		
	事故の概要	市道が損傷していたことによる歩行者の転倒事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身（右足首剥離骨折）	物 損	
	被害総額・市の過失割合	405,280円・100分の20	—	
	賠償金	81,056円	—	
	内 訳	保険金	81,056円	—
		一般財源	0円	—
専決年月日	平成28年12月28日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	平成28年11月5日 午前8時15分頃 高山市奥飛驒温泉郷笹嶋254番地（笹嶋車庫内）		
	事故の概要	後退したスクールバスによる駐車中の車両破損事故		
	相手方	飛驒市古川町上野617番地1 岐阜県県土整備部古川土木事務所長 坂口 達也		
	事故の種類	人身	物 損（排土板上部ミラー等）	
	被害総額・市の過失割合	—	138,579円・100分の100	
	賠償金	—	138,579円	
	内 訳	保険金	—	138,579円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成29年1月29日 地方自治法第180条第1項			

No.	項目	内 容		
3	発生時期・場所	平成28年12月8日 午前9時20分頃 高山市三福寺町1800番地（高山市資源リサイクルセンター駐車場内）		
	事故の概要	後退した公用車による停車中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損 (右フロントドア等)	
	被害総額・市の過失割合	—	478,570円・100分の100	
	賠償金	—	478,570円	
	内 訳	保険金	—	478,570円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成29年1月31日 地方自治法第180条第1項			
4	発生時期・場所	平成29年1月8日 午後8時40分頃 高山市堀端町22番地1先（市道城山4号線）		
	事故の概要	急な坂道で積雪によりスリップし後退した消防団車両による停車中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損 (左リアバンパー等)	
	被害総額・市の過失割合	—	272,387円・100分の100	
	賠償金	—	272,387円	
	内 訳	保険金	—	272,387円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成29年2月14日 地方自治法第180条第1項			